

大和州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第48号

大和州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市営住宅条例施行規則（平成9年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第12条第2項中「住民票」を「住民票の写し」に改める。

第15条第1項第3号中「第19条第3項」を「第19条第2項」に改め、同条第2項中「第19条第4項」を「第19条第3項」に改める。

第16条第2項中「第19条第2項」を「第19条第1項」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

市長は、条例第15条第3項の規定により認定した収入の額及び条例第14条第1項又は第4項の規定による翌年度の市営住宅の家賃の額を収入認定通知書により入居者に通知するものとする。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とする。

第25条第1項中「第19条第2項」を「第19条第1項」に、「同条第1項」を「条例第15条第3項」に改め、同条第2項中「第19条第3項から第6項」を「第19条第2項から第5項」に、「同条第3項及び第5項」を「同条第2項及び第4項」に改める。

第26条第1項中「第19条第2項」を「第19条第1項」に、「同条第1項」を「条例第15条第3項」に改め、同条第2項中「第19条第3項から第6項」を「第19条第2項から第5項」に、「同条第3項及び第5項」を「同条第2項及び第4項」に改める。

第29条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。